

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭四五・一一・二五)

改正

昭四九法七一、昭五一法四七・七八、昭五八法四三、昭六二法八七、平三法九五、平四法一〇五、平五法八九・法九二、平六法八四、平七法九一、平九法八五、平一〇法五四、平一一法六四・法八七・法一五五、平一二法一六〇・法九一・法一〇五、平一三法六六・法一三八、平一四法一・法四五、平一五法四三・法九三、平一六法三六・法四〇・法一四七、平一七法三三・法四二、平一八法五・法五〇
(平一八法五〇は未施行につき、該
当条文末尾参照)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(昭四六・九・二三)

改正

昭四七政八二・政二二五・政四一六、昭四八政九、昭四九政三六三、昭五〇政三六〇、昭五一政二一八、昭五二政二五、昭五五政二五五、昭五七政五三、昭五八政三六・政九五、昭六〇政一二七・政二四六、昭六一政三三六、昭六二政二九二、平元政一〇三、平二政一六七、平四政二二八、平五政三八五、平六政二一・政三〇六、平七政二九〇、平八政三二六、平九政五七・政二六九・政三三三、平一一政一六一・政二六二・政三一九三・政四三四、平一二政六五・政一〇一〇・政二四三・政三一一・政三九一・政四二四・政四九三、平一三政二二九九・政三三一、平一四政二・政二七・政三一三、平一五政七二・政二六二・政三三〇・政四四九・政五一九、平一六政五・政四七・政二九三・政二九六、平一七政五・政一八九・政二七七・政三一〇、平一八政七〇・政一五四・政二五〇・政三二九

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(昭四六・九・二三)

改正

昭四八厚令七、昭五一厚令三九、昭五二厚令七、昭五三厚令五一、昭五五厚令四四、昭五六厚令三九、昭五八厚令二二、昭五九厚令三一、昭六〇厚令三四・厚・建令一、昭六二厚令一五、昭六三厚令六六、平元厚令四〇、平三厚令三五、平四厚令四六・厚令六五、平五厚令四九、平六厚令八・厚令四七・厚令八〇、平七厚令一〇・厚令六三、平九厚令六五・厚令八五・厚令九三、平一〇厚令三一・厚令六二・厚令七七・厚令八八・厚令九三、平一一厚令一四・厚令二六・厚令一〇一、平一二厚令二・厚令五〇・厚令九〇・厚令一〇一・厚令一一五・厚令一二六・厚令一二七・厚令一五二・厚令一五四、平一三環境令八・環境令一一・環境令二六・環境令三二・環境令三三・環境令三八、平一四環境令一・環境令四、平一五環境令二・環境令四・環境令一五・環境令一九・環境令二六・環境令二七・環境令二九・環境令三〇・環境令三二、平一六環境令八・環境令一一・環境令一八・環境令二二・環境令二四、平一七環境令四・環境令七

環境令一〇・環境令一一・環境令一七・環境令二〇・環境令三〇・平一八環境令七・環境令一七・環境令二〇・環境令二三・環境令二七

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（平三法九五・一部改正）

通達

●目的

（昭四六・一〇・一六環整四三）

最終改正 昭四九・三・二五環整三六

第一 一 廃棄物処理法は、廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするものであり、清掃法に比較し、あらたに公害対策基本法に規定する生活環境の保全ということがその目的として加えられたが、これは、廃棄物の収集運搬及び処分に

先立つての排出についての規制を意図するものではなく、廃棄物の適正な処理を行なうための処理体系の整備を図ることによつて、生活環境の保全に努めるべき旨を規定したものであるので、法の運営にあつては、この趣旨を十分に理解したうえで行なわれたいこと。

●目的

（平四・八・一三衛環二三三）

最終改正 平八・六・五衛環一八九

第一 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号。以下「法」という。）の改正により、廃棄物の排出を抑制することが新たに法の目的として加えられ、また、廃棄物の処理の内容として、保管、収集、運搬、再生、処分等が明示された。これは、廃棄物の処理においては、廃棄物として排出されたものを焼却等中間処理し、最終処分することにとまらず、廃棄物の排出を抑制し、また、廃棄物の減量化、再生を推進することが重要であるとの考え方に基づくものであり、この趣旨を十分理解したうえで法の運用に当たられたいこと。

●改正の趣旨

(平九・一二・一七生衛一一二)

第一 我が国においては、経済成長や国民生活の向上に伴い、廃棄物が大量に排出される一方で、廃棄物の減量や再生利用は必ずしも十分に進んでいない状況にある。

他方、廃棄物を適正に処理するために必要な最終処分場等の廃棄物処理施設については、近年の廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、その設置や運営をめぐる紛争が多発し、その確保がますます困難となっており、このような傾向が続けば、将来、廃棄物の適正な処理に支障を来しかねない深刻な状況にある。また、産業廃棄物の不法投棄が跡を絶たず、その解決が強く求められている。

こうした状況を踏まえ、廃棄物の減量化・再生利用の推進、廃棄物処理施設に係る規制の見直し及び不法投棄対策を柱とする総合的な対策を講じ、廃棄物の適正処理の確保に向けた対策の積極的な推進を図ることとしたものである。

●総論

(平九・一二・二六衛環三一八)

第一 今般の改正は、最終処分場の逼迫、不法

投棄等の廃棄物処理をめぐる諸問題を踏まえ、廃棄物の適正な処理を確保するため、総合的な対策を講ずるものである。

このため、多量排出事業者にかかる減量化の推進、リサイクル推進のための規制緩和の措置により減量化・リサイクルを推進するとともに、施設設置手続きの明確化、廃棄物処理施設の維持管理の強化、廃棄物処理業者にかかる許可要件の強化、的確な行政実施のための情報交換の促進等廃棄物処理にかかる信頼性・安全性の向上のための措置や、産業廃棄物管理票制度の拡充、不法投棄を中心とした罰則の大幅な強化、原状回復のための措置等不法投棄対策のための措置を講ずることとしている。

今般の改正においては、廃棄物処理施設の設置をめぐる地域での紛争が多発している状況を踏まえ、地域ごとの生活環境の保全への配慮を組み込んだ施設の設置手続きをはじめ、廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)による規制を強化・充実するとともに、これと併せて廃棄物処理基準等の諸基準の強化・明確化を図ることとしているところである。

従来、法による規制を補完すること等を目的として、多くの都道府県及び政令市におい

て要綱等に基づき独自の行政指導が行われてきたところと承知しているが、各都道府県及び政令市におかれては法改正及び基準強化の趣旨、目的等を踏まえ、改正された法に基づく規制の円滑な施行に努められるとともに、周辺地域に居住する者等の同意を事実上の許可要件とする等の法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されたい。

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」

とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」

とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

3 この法律において「特別管理一般

廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

4 この法律において「産業廃棄物」

とは、次に掲げる廃棄物をいう。
一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック

類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる

廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

5 この法律において「特別管理産業

廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。

6 この法律において「電子情報処理

組織」とは、第十三条の二第一項に規定する情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、第十二条の三第一項に規定する事業者、同条第二項に規定する運搬受託者及び同条第三項に

規定する処分受託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（平三法九五・平四法一〇五・平九法八五・平一五法九三・平一八法五・一部改正）
（参照） 令一―二の四

（特別管理一般廃棄物）

（令）第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げるもの（国内における日常生活に伴つて生じたものに限る。）に含まれるポリ塩化ビフェニルを使用する部品
 - イ 廃エアコンディショナ―
 - ロ 廃テレビジョン受信機
 - ハ 廃電子レンジ
- 二 別表第一の一の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる

廃棄物（第二条の四第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。）

三 前号に掲げる廃棄物を処分するため処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第二条の四第六号、第七号及び第九号に掲げるものを除く。）

四 別表第一の二の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二号並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

五 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、第三号並びに第二条の四第五号ワ、第六号、第七号、第九号及び第十号に掲げるものを除く。）

六 別表第一の三の項の中欄に掲げる工場又は事業場において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（第二条の四第五号ン、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）

七 前号に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、

第二条の四第五号ン、第八号及び第十号に掲げるものを除く。）

八 別表第一の四の項の中欄に掲げる施設において生じた同項の下欄に掲げる廃棄物（国内において生じたものに限る。以下「感染性一般廃棄物」という。）
（平四政二一八・全改、平五政三八五・平一
一政四三四・平一二政三一一・平一三政二
三九・平一四政三二・一部改正）

（産業廃棄物）

〔令〕第二条 法第四項第一号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 紙くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、

出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。）

二 木くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製

造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

三 繊維くず（建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。）

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

四の二と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

五 ゴムくず
六 金属くず
七 ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。）及び陶磁器くず

八 鉱さい

九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

十 動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。）

十一 動物の死体（畜産農業に係るものに限る。）

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められたもの

イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十号、第三条第三号ヲ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(1)、第八号及び第十一号、第三条第二号

ホ、第三号へ及び第四号イ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ハ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表第五を除き、以下同じ。）

ニ 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ホ 廃アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、以下同じ。）

ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ(5)を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号までに掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これら

の廃棄物に該当しないもの
（平四政二二八・全改、平五政三八五・平六政二一・平九政三三三・平一一政四三四・平一二政四九三・平一三政三三九・平一三政三三一・平一四政二一・平一四政三一一・平一五政三五〇・平一六政五・平一六政二九六・平一八政二五〇・一部改正）

（航行廃棄物）

〔令〕第二条の二 法第二条第四項第二号の政令で定める船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物は、船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の者の日常生活に伴つて生じたごみ、し尿その他の廃棄物とする。
（平五政三八五・追加）

（携帯廃棄物）

〔令〕第二条の三 法第二条第四項第二号の政令で定める本邦に入国する者が携帯する廃棄物は、入国する者の外国における日常生活に伴つて生じたごみその他の廃棄物（前条に規定する廃棄物を除く。）であつて、当該入国する者が携帯するものとする。
（平五政三八五・追加）

（平六厚令八・追加、平九厚令六五・旧第一条の二四線下、平一〇厚令三一・旧第一条の二五線下、平一二厚令二七・一部改正、平一五環境令三〇・旧第一条の一七線下）

〔告〕廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の三第一項の規定に基づく一般廃棄物

（平六・三・一四厚告五一）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第六条の三第一項の規定に基づき、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつていゝものとして次の一般廃棄物を指定し、平成七年三月一日より適用する。

- 一 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- 二 廃テレビ受像機（二十五型以上の大きさのものに限る。）
- 三 廃電気冷蔵庫（二百五十リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- 四 廃スプリングマットレス

第二節 一般廃棄物処理業

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならぬ。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従

前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

- 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
- イ 成年被後見人若しくは被保佐

人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十一条第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から

五年を経過しない者

ニ 第七条の四若しくは第十四条

の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第十四条第五項第二号ニにおいて同じ。）

であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）

ホ 第七条の四若しくは第十四条

の三の二又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

へ ホに規定する期間内に第七條の二三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分等の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八條第五号に該当する旨の同條の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからトまでの

リ いずれかに該当するもの
 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従

前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしなければならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

11 第一項又は第六項の許可には、一

一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

12 第一項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)及び第六項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法第二百二十八条第一項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。

13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般

廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存しなければならない。

- (昭五一法六八・昭五八法四三・平三法九五・平五法八九・平七法九一・平九法八五・平一一法八七・平一一法一〇五・平一一法一六〇・平一一法二〇五・平一一法二三八・平一四法四五・平一五法九三・平一六法一四七・平一七法四二・一部改正)
- 〔参照〕 令四の五、四の八、則二、二の五
- 「一般廃棄物処理計画」 法六
- 「処分」 法六の二、一 「一般廃棄物処理基準」 法六の二、二 「特別管理一般廃棄物処理基準」 法六の二、二 改善命令等 法一九の三、一、九の八 罰則 法二五、一、二、二六
- ①・三〇①・三三①②

(一) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新期間
〔令〕 第四条の五 法第七条第二項に規定する政

令で定める期間は、二年とする。
(平四政二一八・追加、平九政三三三・一部改正、平一五政四四九・旧第四条の四繰下)

(法第七条第五項第四号ハの生活環境の保全を目的とする法令)

〔令〕 第四条の六 法第七条第五項第四号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法
 - 二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)
 - 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に關する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)
 - 四 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)
 - 五 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)
 - 六 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)
 - 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に關する法律(平成四年法律第八十八号)
 - 八 ダイオキシシソニル類対策特別措置法
 - 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に關する特別措置法
- (平四政二一八・追加、平六政三〇六・平一一政四三四・平一一政三三九・平一一政二六二・一部改正、平一五政四四九・一部改正、旧第四条の五繰下、平一六政二九三・一部改正)

（法第七条第五項第四号へ、リ及びヌの政令で定める使用人）

（令）第四条の七 法第七条第五項第四号へ、リ及びヌに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

二 前号に掲げるものほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

（平四政二一八・追加、平一五政四四九・一部改正・旧第四条の六繰下）

（一般廃棄物処理業の許可の更新期間）

（令）第四条の八 法第七条第七項に規定する政令で定める期間は、二年とする。

（平四政二一八・追加、平九政三三三・一部改正、平一五政四四九・一部改正・旧第四条の七繰下）

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）

（則）第二条 法第七条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の

収集又は運搬を業として行う者

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

三 削除

四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。）を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

五 国（一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。）

六 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。）

七 特定家庭用機器再商品化法（平成十三年法律第九十七号）第二十三条第一項の規定を受けた製造業者等（同法第四条に規定する製造業者等をいう。）の委託を受けて、特定家庭用機器一般廃棄物（同法第五十条第一項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物をいう。以下同じ。）の再商品化（同法第二条第一項に規定する再商品化をいう。以下同

じ。）に必要な行為（同法第十七条に規定する指定引取場所から再商品化の用に供する同法第二十三条第二項第二号に掲げる施設への運搬に該当するものに限り。）を業として実施する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの（イに規定する事業計画に基づき、法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従い、当該特定家庭用機器一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 運輸事業者（資本金の額が三億円を超える会社に限る。）が作成する当該特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬に関する事業計画（再商品化の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。）に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。

ロ 当該収集又は運搬が当該区域内の当該特定家庭用機器一般廃棄物の適正な収集又は運搬の確保にとつて必要不可欠である場合その他特に必要と認められる場合であること。

ハ 当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、

運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該特定家庭用機器一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

チ 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は令第四条の六に規定する法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。以下「不利益処分」という。）を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問そ

の他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該不利益処分のあつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

ハ 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 当該業を行う区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、当該廃タイヤの積卸しを行う区域に限る。）に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の収集又は運搬について、法第十四条第一項の許可を受けていること。

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

九 特定家庭用機器（特定家庭用機器再商品化法第二条第四項に規定する特定

家庭用機器をいう。以下同じ。）、スプリングマットレス、自動車用タイヤ又は自動車用鉛蓄電池の販売を業として行う者であつて、当該業を行う区域において、その物品又はその物品と同種のもの（一般廃棄物となつたものを適正に収集又は運搬するもの（次のいずれにも該当するもの）に限り、かつ、一般廃棄物処理基準に従い、当該一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十 引越荷物を運送する業務を行う者

（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の規定による許可を受けた者、同法第三十六条第一項の規定による届出をした者又は同法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者のうち道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）による運送を行うものに限る。以下「引越荷物運送業者」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの（一

般廃棄物処理基準に従い、転居する者が転居の際に排出する一般廃棄物（日常生活に伴つて生じたものに限る。以下「転居廃棄物」という。）のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

イ 転居する者から転居廃棄物の収集又は運搬について次に掲げる事項を記載した文書の交付を受け、かつ、当該文書に記載した事項に基づき、転居廃棄物を所定の場所まで運搬し、当該所定の場所において市町村又は一般廃棄物収集運搬業者に引き渡すこと。

(1) 当該収集又は運搬に係る転居廃棄物の種類及び数量

(2) 引越荷物運送業者が管理する所定の場所の所在地

(3) 当該所定の場所において当該転居廃棄物を引き渡す市町村の名称又は一般廃棄物収集運搬業者の氏名若しくは名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分があつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 廃牛脊柱（牛の脊柱が一般廃棄物

となつたものをいう。以下同じ。）を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）

イ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ロ 不利益処分を受け、その不利益処分があつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

（昭五二厚令七・昭五三厚令五一・昭六二厚令一五・平三厚令三五・平四厚令四六・平五厚令四九・平六厚令八・平一二厚令一二・平一三環境令八・平一三環境令一一・平一五環境令四・平一五環境令一九・平一五環境令三〇・平一六環境令一八・平一六環境令二四・平一八環境令一七・一部改正）

〔参照〕 四号：「環境大臣が指定した」及び「環境大臣の指定を受けた者」『平三厚告一五〇』

（二）一般廃棄物収集運搬業の許可の基準

〔則〕 第二条の二 法第七条第五項第三号（法第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 施設に係る基準
- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、

並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

（平四厚令四六・全改、平一二厚令一二七・平一五環境令三〇・一部改正）

（一）一般廃棄物処分業の許可を要しない者

〔則〕 第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみ処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

三 削除

四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物（以下この号において「広域処分一般廃棄物」という。）を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者（広域処分一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。）

五 国（一般廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。）

六 再生利用の目的となる廃タイヤ（自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。）を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。）

イ 当該業を行う区域に係る廃タイヤ（自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。）の処分について、法第十四条第六項の許可を受けていること。

ロ 当該廃タイヤの処分を行う施設の日当たりの処理能力が五トン以上であり、かつ、当該施設について、法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けていること。

ハ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ニ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

七 廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。）

イ 当該業を行う区域に係る廃牛脊柱の処分について、法第十四条第六項の許可を受けていること。

ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

（平四厚令四六・追加、平六厚令八・平一二厚令二七・平一三環境令八・平一三環境令一一・平一五環境令三〇・平一六環境令一八・一部改正）

（二）一般廃棄物処分業の許可の基準

〔則〕第二条の四 法第七条第十項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。）を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽）（同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六六号）附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。）をいう。以下同じ。）に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ）、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

と。
 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
 二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合
 イ 施設に係る基準

- (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。
 (2) 海洋投入処分を業として行う場合には、一般廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。
 ロ 申請者の能力に係る基準
 (1) 一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
 (2) 一般廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

（平四厚令四六・追加、平二二厚令一二七・平一二厚令一五四・平一五環境令三〇・一部改正）

（一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿記載事項等）

（則）第二条の五 法第七条第十五項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の記載事項は、一般廃棄物の種類ごとに、次の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

収集又は運搬	処分
1 収集又は運搬年月日は運搬 2 収集区域又は受入先 3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	1 受入れ又は処分年月日 2 受け入れた場合には、受入先ごとの受入量 3 処分した場合には、処分方法ごとの処分量 4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

備考 収集若しくは運搬又は処分に係る一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、上欄の区分に応じそれぞれ下欄に掲げる事項について、石綿含有一般廃棄物に係るものを明らかにすること。

- 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了してないければならない。
 3 法第七条第十六項の規定による一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の帳簿の保存は、次によるものとする。
 一 帳簿は、一年ごとに閉鎖すること。
 二 帳簿は、閉鎖後五年間事業場ごとに保存すること。

（昭五二厚令七・追加、昭五五厚令四四・一部改正、平四厚令四六・一部改正・旧第二条の三線下、平一五環境令三〇・平一八環境令二三・一部改正）

（省令）一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令
 （平一三・一〇・二二環境令三四）
 最終改正 平一七・一〇・一四環境令三三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、廃肉骨粉の収集又は運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第二条の規定により廃肉骨粉の収集又は運搬を法第七条第一項の許可を受けずに業として行うことができるものとされた者のほか、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第一条

第二項に規定する化製場の設置者又は管理者から書面による委託を受けて当該化製場から排出される廃肉骨粉を適正に収集又は運搬する者であつて、次のいずれにも該当するもの（法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、当該廃肉骨粉のみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。）とする。

一 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

二 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の六に掲げる法令の規定による不利益処分（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分をいう。）を経過しない者（当該不利益処分を受けた者が法人である場合においては、当該不利益処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該不利益処分があつた日から五年を経過しないものを含む。）に該当しないこと。

附則

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）
2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（この省令の失効）
3 この省令は、この省令の施行の日から起算して六年を経過した日にその効力を失う。

附則（平一五環境令四）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則（平一五環境令三〇）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。

（省令）一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処
分業の許可を要しない者に関する廃棄物
の処理及び清掃に関する法律施行規則の
特例を定める省令
（平一八・一二・一環境令三四）

（一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者）
第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（以下「法」という。）第七条第一項ただし書
の環境省令で定める者は、廃棄物の処理及び
清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚
生省令第三十五号。以下「規則」という。）第
二条各号に掲げる者のほか、廃火薬類（火薬

類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）
第二条第一項に規定する火薬類であつて、不
要物であるものをいう。以下同じ。）を適正に
収集又は運搬する者であつて、次のいずれに
も該当するもの（廃棄物の処理及び清掃に関
する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）
以下「令」という。）第三条第一号（チを除く。）
に規定する基準に従い、当該廃火薬類のみの
収集又は運搬（保管に限る。）を業として行う
場合に限る。）とする。

一 法第七条第五項第四号イからヌまでのい
ずれにも該当しないこと。

二 法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十
三号）又は令第四条の六に掲げる法令の規
定による不利益処分（行政手続法（平成五
年法律第八十八号）第二条第四号に規定す
る不利益処分をいう。以下「不利益処分」
という。）を受け、その不利益処分があつた
日から五年を経過しない者（当該不利益処
分を受けた者が法人である場合において
は、当該不利益処分に係る行政手続法第十
五条の規定による通知があつた日前六十日
以内に当該法人の役員（業務を執行する社
員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者
をいい、相談役、顧問その他いかなる名称
を有する者であるかを問はず、法人に対し
業務を執行する社員、取締役、執行役又は
これらに準ずる者と同等以上の支配力を有

するものと認められる者を含む。）であつた者で当該不利益処分があつた日から五年を経過しないものを含む。以下同じ。）に該当しないこと。

（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）

第二条 法第七条第六項ただし書の環境省令で定める者は、規則第二条の三各号に掲げる者のほか、廃火薬類を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの（令第三条第二号に規定する基準に従ひ、当該廃火薬類のみの処分（保管に限る。）を業として行う場合に限る。）とする。

- 一 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- 二 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この省令の失効）

3 この省令は、平成十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

〔告〕廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 則第二条第三号及び第九条第三号の指定

（平三厚告一五〇）

〔法第十四条関係参照〕

通 達

●一般廃棄物の適正な処理の確保

（平一一・八・三〇衛環七二）

市町村の処理責任の原則の下での一般廃棄物の適正な処理の確保を図る観点から、下記の事項について、了知の上、貴管下市町村に対する周知方よろしく願ひする。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号。以下「法」という。）においては、「一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（以下「処理」という。）は市町村の固有事務とされ、市町村長の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者（以下「処理業者」という。）が一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、業の許可制度、委託の禁止、名義貸しの禁止等の規定の趣旨にみられるとおり、市町村の処理責任の原則の下、処理の委託者及び受託者が市町村の監督下で適正な処理を行うことを原則としている。

このような中で、市町村の規制権限の及ばない第三者が一般廃棄物の排出事業者と処理業者との間の契約に介在し、あつせん、仲介、代理

等の行為を行うこと（以下「第三者によるあつせん等」という。）は、一般廃棄物の排出者責任が不明確なるおそれがあること、契約の実質的内容や契約に基づく一般廃棄物の処理の実態によつては、市町村の判断により法第七条第一〇項において禁止される一般廃棄物処理の委託行為に該当すると認められる場合があること、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しなくなる可能性があること等の理由から、市町村の処理責任の原則の下での適正な処理の確保に支障を生じさせるおそれがあるものである。

ついでには、市町村においては、第三者によるあつせん等に関し、一般廃棄物の適正な処理の観点から必要があると認められる場合には、排出事業者及び処理業者等に対し指導等を行うことにより適切に対応し、一般廃棄物の適正な処理の確保に遺憾のなきを期されたい。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う

一般廃棄物処理業の許可を要しない者の対象及び要件の改正

（平一三・三・三〇環廃対一三三）

改正 平一五・一・一・二八環廃対発三二二八〇〇

三・環廃産発〇三二二八〇〇七

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成一三年環境省令第

福岡県

○福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(平四・八・一九)
(福岡県規則五八)

最終改正 平一八・三・三一県規則三五

(趣旨)

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。))及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「施行規則」という。))の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第二条 し尿処理施設(法第六条第一項の規定による一般廃棄物処理計画に従い市町村が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を

併せ処理する施設(以下「地域し尿処理施設」という。))を除く。)、ごみ処理施設又は一般廃棄物の最終処分場の管理者は、毎月の維持管理の状況を翌年度の四月三十日までに、一般廃棄物処理施設維持管理状況報告書(様式第一号)により知事に報告しなければならない。

2 し尿処理施設(地域し尿処理施設を除く。))又はごみ処理施設の管理者は、当該施設の機能状況の検査を毎年一回以上、精密機能検査を三年に一回以上行い、当該検査終了後、速やかに、その検査結果を知事に報告しなければならない。

3 地域し尿処理施設の管理者は、毎月一回以上(処理能力が五百人分以下のものにあつては毎年四回以上)放流水の水質検査を行い、その検査結果を翌年度の四月三十日までに、地域し尿処理施設放流水水質検査報告書(様式第二号)により知事に報告しなければならない。

(産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の変更届出に係る新たな許可証の交付)

第三条 知事は、法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による届出を受けた場合であつて、当該届出を行った者の許可証の記載事項に変更が生じたときは、新たに許可証

を交付するものとする。

(産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証の再交付)

第四条 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者若しくは同条第六項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けた者(以下これらの者を「産業廃棄物処理業者」という。))又は法第十四条の四第一項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた者若しくは同条第六項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者(以下これらの者を「特別管理産業廃棄物処理業者」という。))は、当該業に係る許可証(以下「許可証」という。))をき損し、汚損し、又は亡失したときは、産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業)許可証再交付申請書(様式第三号)により知事に許可証の再交付を申請することができる。ただし、許可証をき損し、又は汚損したために再交付を申請する場合にあつては、当該許可証を添付しなければならない。

(産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可証の返納)

第五条 産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、知事

に許可証を返納しなければならない。

一 法第十四条の三の二の規定により産業廃棄物収集運搬業若しくは産業廃棄物処分業の許可を取り消されたとき、又は法第十四条の六において準用する法第十四条の三の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業若しくは特別管理産業廃棄物処分業の許可を取り消されたとき。

二 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業のいずれかの全部を廃止したとき。

三 法第十四条第二項若しくは第七項又は法第十四条の四第二項若しくは第七項の規定により許可の更新を受けずに当該許可の効力を失ったとき。

四 法第十四条第二項若しくは第七項又は法第十四条の四第二項若しくは第七項の規定により許可の更新を受け、新たな許可証の交付を受けたとき。

五 法第十四条の二第一項又は法第十四条の五第一項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。

六 第三条の規定により新たな許可証の交付を受けたとき。

た後、亡失した許可証を発見したとき。
(産業廃棄物再生利用業の指定等)
第六条 施行規則第九条第二号又は施行規則第十条の三第二号に規定する再生利用されることが確実である知事が認めたる産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分事業(以下「再生利用業」という。)を行おうとする者であつて、施行規則第九条第二号又は施行規則第十条の三第二号の規定による知事の指定(以下「個別指定」という。)を受けようとするものは、産業廃棄物再生利用業個別指定申請書(様式第四号)により知事に個別指定の申請を行わなければならない。

2 知事は、前項の申請者が次のいずれかに該当する者である場合を除き、個別指定を行うものとする。

一 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当している者

二 第八条の規定により指定を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者

3 知事は、前項の規定により個別指定をしたときは、再生利用業個別指定証(様式第五号。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

業」という。)は、その事業の範囲を変更しようとするときは、産業廃棄物再生利用業個別指定変更指定申請書(様式第六号)により知事に当該事業の範囲の変更の申請を行わなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項の事業の範囲の変更について準用する。

(個別指定の取消し等)

第八条 知事は、個別指定業者が法又は法に基づく処分に違反する行為をしたとき、又は個別指定業者として適当でないと思つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(再生利用業の変更等の届出等)

第九条 個別指定業者は、その事業の範囲の全部若しくは一部を廃止したとき、又は次に掲げる事項を変更したときは、当該廃止又は変更の日から十日以内に指定証を添えて、産業廃棄物再生利用業個別指定変更(廃止、一部廃止)届出書(様式第七号)により知事にその旨を届け出なければならない。

一 住所

二 氏名又は名称

三 事務所及び事業場の所在地

- 四 再生利用の目的
- 五 再生利用の方法
- 六 取引関係

2 知事は、前項の規定による届出が事業の一部廃止又は変更に基づくものである場合であつて、指定証の書き換えを必要とするときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

第十條 個別指定業者の帳簿記載事項等

個別指定業者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 一 収集又は運搬年月日
 - 二 運搬方法及び運搬量
 - 三 受入先ごとの受入量
 - 四 受入れ又は再生利用年月日
 - 五 再生利用方法及び再生利用量
- 2 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における前項に規定する事項について、記載を終了しなければならない。
- 3 第一項の帳簿は、一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。
- 4 個別指定業者は、第一項の規定による備付け及び第三項の規定による帳簿の保存に代えて当該帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存を行うことができる。この場合において、当該個別指定業者は、次の各号のいずれかの方法により備付け及び保存を行わなければならない。

- 一 作成された電磁的記録を個別指定業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する方法
- 二 帳簿に記載されている事項をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を個別指定業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもつて調製する方法

5 個別指定業者は、前項の規定により電磁的記録の備付け及び保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該個別指定業者の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(報告)

第十一條 個別指定業者は、毎年六月三十日まで産業廃棄物再生利用業再生実績報告書(様式第八号)により前年度の実績を知事に報告しなければならない。

(指定証の再交付)

第十二條 個別指定業者は、指定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、産業廃棄物再生利用業個別指定証再交付申請書(様式第九号)により知事に指定証の再交付を申請することができる。ただし、指定証をき損し、又は汚損したために再交付を申請する場合には、当該指定証を添付しなければならない。

(指定証の返納)

第十三條 個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、知事に指定証を返納しなければならない。

- 一 第八条の規定により指定を取り消されたとき。
- 二 事業の全部を廃止したとき。
- 三 前条の規定により指定証の再交付を受けた後、亡失した指定証明を発見したとき。

(処理実績報告書の提出)

第十四條 法第十二条第六項に掲げる事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日まで、当該事業場における産業廃棄物の処理に

関し、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項について、前年度の実績を知事に報告しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業場の所在地

三 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

2 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し、特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項について、前年度の実績を知事に報告しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業場の所在地

三 当該特別管理産業廃棄物を生じた施設ごとの発生量

四 自ら運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量

五 自ら処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量

六 運搬又は処分を他人に委託した場合に、受託者の氏名又は名称及び住所並びに

許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量

3 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者は、毎年六月三十日までに、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項について、前年度の実績を知事に報告しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 許可の種類、許可の年月日及び許可番号

三 委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量

四 運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量並びに当該産業廃棄物を引き渡した者の氏名又は名称及び引渡し量

五 処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量及び当該処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量

六 運搬又は処分を他人に委託した場合に、受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量

七 処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託した場合

には、受託者の氏名又は名称、住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量

八 産業廃棄物の処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

（申請書等の様式）

第十五条 令第十七条第一項の申請書は、様式第十号によるものとする。

2 令第十九条の登録証明書は、様式第十一号によるものとする。

3 令第二十条の規定による届出は、様式第十二号によるものとする。

4 令第二十一条の規定による届出は、様式第十三号によるものとする。

（登録証明書の再交付）

第十六条 法第二十條の二第一項の規定により廃棄物再生事業者の登録を受けた者（以下「登録廃棄物再生事業者」という。）は、登録証明書をき損し、汚損し、又は亡失したときは、

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書（様式第十四号）により知事に登録証明書の再交付を申請することができる。ただし、登録証明書をき損し、又は汚損したために再交付を申請する場合にあっては、当該登録証明

書を添付しなければならない。

(登録証明書の返納)

第十七条 登録廃棄物再生事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに、知事に登録証明書を返納しなければならない。

一 令第二十二條の規定により登録を取り消されたとき。

二 事業の全部を廃止したとき。

三 前條の規定により登録証明書の再交付を受けた後、亡失した登録証明書を発見したとき。

(經由機関等)

第十八條 法、令、施行規則及びこの規則により知事に提出する書類の提出部数は、三部とし、管轄の保健福祉環境事業所の長を經由しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいてなされた申請、届出その他の行為は、改正後の福岡県廃棄物の処理及び清

掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附則 (平六県規則五六)

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附則 (平一四県規則六〇) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附則 (平一八県規則三五)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十條の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

様式 (省略)

○福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例

(平二・七・一三)
福岡県条例二〇

最終改正 平一三・七・九県条例二九

目次

第一章 総則 (第一条―第五条)

第二章 紛争の予防に係る手続等

第一節 環境調査書の周知 (第六条―第十一条)

第二節 環境調査書に対する意見の調整 (第十二条―第十六条)

第三節 調査計画届等の変更又は計画の廃止 (第十七条・第十八条)

第三章 紛争のあっせん (第十九条―第二十一条)

第四章 雑則 (第二十二条―第二十八条)

附則

第一章 総則

第一条 この条例は、産業廃棄物処理施設の設

(目的)

第一条

この条例は、産業廃棄物処理施設の設